

第3章 都市整備の方針

第2章の都市計画・まちづくりの課題と方向性で示した「人が住み続ける町」「人や地域や産業がつながりあう町」「持続的に発展する町」の実現を目指すため、分野ごとに方針を定めます。この分野別方針の設定にあたっては、下記に示す基本的な方針を基に定めています。

【本町が進めるまちづくりの基本的な方針】

日本社会全体で人口減少が加速する中、本町は緩やかな人口増加傾向を維持しています。この背景には、「子育てに優しいまち」として子育て世代の負担軽減を目的とした医療や福祉などの各種施策や生活利便性の高さ、ゆとりある住環境、過疎対策や定住促進の取り組み等が評価され、その結果、本町への流入人口が増加しているという状況があります。

一定の成果を上げているこのような取り組みは継続して行い、今後はより暮らしやすい住環境の整備を意識し、整備済みの道路（街路）・公園等の公共施設の質の向上を図ること、現在の人口規模を維持し得る魅力ある都市構造の再構築を目指します。

具体的には、人に優しい歩行空間整備や公園遊具の更新、運動公園の改修など、一旦整備の完了した施設を町民のニーズにあったものに改修する事業を順次進めます。このような改修は、本町が基本理念に掲げる「アスリートタウンみまたの創造」にも寄与するものであり、本格的なスポーツに限らず、より身近な運動であるウォーキングなども含めて「町民誰もが『いつでも、どこでも、いつまでも』スポーツ・運動を楽しめるまち」を実現します。

また、将来にわたり残していくことが必要な既存集落においては、過疎奨励金制度や宅地分譲事業、小規模特認校等が成果を挙げていますが、引続きこれらの取り組みを継続しながら、あらたに景観の取り組み等新しい視点での地域活性化も視野に入れ、町民との協働による既存集落の維持・活性化を進めます。

なお、それぞれの方針は、課題の整理でも用いた3つのキーワード「つづく」「つながる」「つみあげる」を基にまとめています。

<各キーワードが内包するイメージ>

つ	づ	く			継続・持続・維持・継承・伝統・受け継ぐ・自主自立
つ	な	が	る		連携・関連・協力・協働・共有・交流・参加・提供
つ	み	あ	げ	る	発展・向上・創出・増加・強化・構築・醸造・築く



1. 土地利用の方針

本町を土地利用の区分ごとにグループ分けし、「つづく」「つながる」「つみあげる」に沿った方針を定めます。

具体的には、「人のまとまり」を形成する核として、役場・三股町総合福祉センターなどの行政機能、総合文化施設・武道体育館などの公共施設、そして三股駅や産業会館、さらにはこのほどオープンしたコワーキングスペース「あつまい」など、各種の機能が集積するエリアを三股の中心地ゾーンとして位置づけバランスの取れた質の高いエリアへの発展を目指します。また、用途地域内およびその周辺の住宅地においてより良好な居住環境の向上や、工業ゾーンにおいて効果的・効率的な土地利用の誘導を図るとともに、用途地域外の既存集落において集落の維持に資する土地利用・取り組みを進めます。

(1) 核となる三股の中心地ゾーン

つづく

行政機能の継続、公共施設の維持

このゾーンには三股町役場や三股町総合福祉センターなど町民の暮らしに直結した行政機能の他、総合文化施設、武道体育館、町体育館など様々な公共施設が集積しています。町の核として必須であるこれらの公共施設は適切に管理し、必要な公共施設の土地利用は継続します。

つながる

商業的・文化的交流の促進

JR 三股駅周辺は、交通拠点や情報発信拠点など交流を促す機能が集積しています。空き地、空き店舗などの低未利用地解消に努め、質の高い商業的土地利用を進めます。また、交流拠点としての「ふれあい中央広場」、文化拠点としての「総合文化施設」も活用し、近隣に集積する各拠点をつなぐことで軸を形成し、点から線、線から面の交流の広がりを目指します。

つみあげる

賑わいとしごとの創出/中心地の活性化

(a) 商業支援地域の活性化と多様な働き方の実現

近隣商業地域に指定している三股駅周辺のエリアを「商業活性化支援エリア」として開業支援を進めていくなど、商工会等と連携して賑わいづくりを推進し中心地としての吸引力を高める土地利用を進めます。

また、このほど開設したコワーキングスペース「あつまい」は、多様な働き方を実現・支援する施設として、より積極的な利活用を推進します。

(b) 中心地の活性化

このゾーンは産業、文化、教育などあらゆる分野の中心となり得る重要なゾーンであり、このゾーンの活性化は三股町全体の活性化につながります。しかしながら、ゾーン内には高齢化に伴う人口減少がみられる地区もあり、活性化のためには人口集積に向けた効果的・効率的な土地利用の誘導が必要です。

一定の人口が集積したゾーン形成を進め、既存の拠点の機能強化にあわせ、新たな拠点機能の導入も視野に入れ、三股町ならではのコンパクトシティの実現を目指します。このような考え方を基本として、都市機能や居住誘導を図るための立地適正化計画の策定を検討します。

また、社会資本整備にあたっては、民間資金の活用も視野に入れた整備手法を検討・実施します。

(2) まちなか居住ゾーン/働く場（産業）と近接した居住ゾーン

つづく 住みよい住環境づくり

地域の特性を活かした住みよい住環境に配慮しながら、良好な街並み景観の形成も視野に入れ、まちづくりと一体となった住環境づくりを推進し、居住誘導を図ります。

また、以前から良好な住宅地が形成されている地区については、今後とも低層及び中層住宅地として、良好な住環境の維持・形成に努めます。土地区画整理事業によって、良好な市街地を形成している地区については、今後とも住環境の保全に努めます。

つながる 適切な土地利用の誘導

高齢化の進展を考慮し、生活利便性の高い市街地居住を求める高齢者が、地域社会の中で自立しながら快適かつ安心して暮らすことを支援するために、公的住宅の整備に加え民間セクターを含めた良質な住宅ストックの形成に努めます。

また、秩序ある土地利用を図るため、開発行為等の指導による適切な土地利用の誘導により、良好な都市基盤の形成を図ります。

さらに、良好な住環境形成の下地となる土地利用を誘導するため、必要に応じ用途地域の見直し・特定用途制限地域等の活用やその他の都市計画手法等の活用を検討します。

つみあげる ストック活用によるまちの活性化

用途廃止になった公営住宅の跡地など、まちの活性化に資することが期待されるストックの活用については、地域活性化のみならず福祉・健康等といった幅広い視点からの機能導入を検討します。

(3) 交通の便を活かした工業ゾーン

つづく

公害防止・周辺住宅地の環境保全

既存の工業地は、公害防止や周辺住宅地の環境保全に十分に留意しつつ、工業地としての土地利用の増進と環境整備に努めます。

つながる

農商工の連携

本工業地ゾーンでは、企業誘致の受け皿機能に加えて、本町の特産品を活かし時代の消費ニーズに対応した商品開発の製造の場としての機能も位置づけ、本町の農商工（田園と調和した居住ゾーン・里山ゾーンを中心とした農業、核となる三股の中心地ゾーンを中心とした商業、交通の便を活かした工業ゾーンを中心とした工業）の連携に努めます。

つみあげる

優良企業の誘致

企業立地奨励制度を更に充実させるほか、産業立地関連情報の発信等を進め、成長力のある企業の誘致に努めます。誘致企業のニーズの反映を図りながら、本工業地がもつアクセシビリティの良さという強みを活かして、魅力ある工業地の形成に努めます。

特に、蓼池地区工業団地においては、工業団地の整備や農村地域工業等導入地区の見直しを図ることにより、地元企業の再配置及び優良企業を誘致し、若者の雇用の場を創出します。

(4) 田園と調和した居住ゾーン/里山ゾーン/みどりのゾーン



豊かな環境・集落の保全

(a) 集落の保全

用途地域外においては、周辺の農林業などとの調和に留意して、基本的に都市的土地利用の拡大は抑制します。施設整備を行う場合には、町民生活の安全確保を優先し、周辺地域を含めて事前に調査を行った上で、周辺の環境や景観に配慮した適切な土地利用を推進します。

また都市計画区域については、地形地物等を基準としたより分かりやすいラインとなるよう区域の見直しについて検討するとともに、都市計画区域外の集落では、農業振興地域との調整を図りつつ、地域の特性に配慮した良好な住環境の保全・整備に努めます。

このゾーンには、優れた観光資源となり得る豊かな自然環境が豊富にあることから、それらを活かした魅力ある地域づくりや農村集落の住環境の向上に取り組むとともに、優良宅地の造成、移住の促進などにも取り組み、過疎化の抑制・地域の核の維持形成を図ります。

(b) 農用地の保全

本町の基幹産業である農業を支える農用地は、食糧供給の基盤であり、多面的な公益的機能を発揮する重要な財産であることから、無秩序な開発を抑制し、優良農用地の確保に努めます。

また、生産性の向上と農地の集約化に向けた土地基盤や近代化施設の整備、迫田や湿田など条件が不利な農地の管理・活用、農業の担い手不足の解消をさまざまな組織と連携して進め、耕作放棄地の発生抑制・再生・有効利用に取り組めます。

(c) 森林の保全

森林が有する水源かん養等の公益的機能を重視し、町民・企業・行政が一体となった森林資源の保護・育成を図ります。中でも、広葉樹の植栽を推進し、動植物や土壌等の保護及び自然環境の保全とあわせ、水源かん養と地場産業育成のため、「ふるさとの森おこし」を掲げ、町の森林機能の活性化に取り組めます。

また本町には、専門林家が少なく、林業後継者の育成は非常に厳しい状況にあることから、林業に魅力を感じ得る就業環境を整備するとともに、林研グループ活動の支援や会員の参入促進等による林業後継者の育成に努めます。

つながる

6次産業化・地産地消の推進

前述の集落の保全や農用地の保全に加えて、これまで取り組んできた「どぶろく」や「ごま」といった地域の農産物を活かした商品の開発・販売などを推進し、6次産業化の育成・推進や地域産業の活性化を図ります。

また、都城東高校と連携して実施している「若い世代の発想・活力と地域や農商工業者のネットワークづくりによる地産地消の推進」のための取り組み（三股町地産地消コンクール）の継続等により、地産地消の推進を図ります。

つみあげる

地域の魅力発見と伝統工芸の育成・振興

(a) 地域の魅力発見

地域おこし協力隊や高等教育機関と地域とが連携し、隊員や学生などの外の目による新たな地域の魅力の発見、地元の小学校を核とした魅力化を促進し、他地域からの新たな人の流れを創出します。

(b) 地域に根ざした工芸の育成・振興

伝統工芸品等については、販路の開拓、商品のPRのほか、ものづくりフェアの開催等で、新たな需要の掘り起こしを進めます。

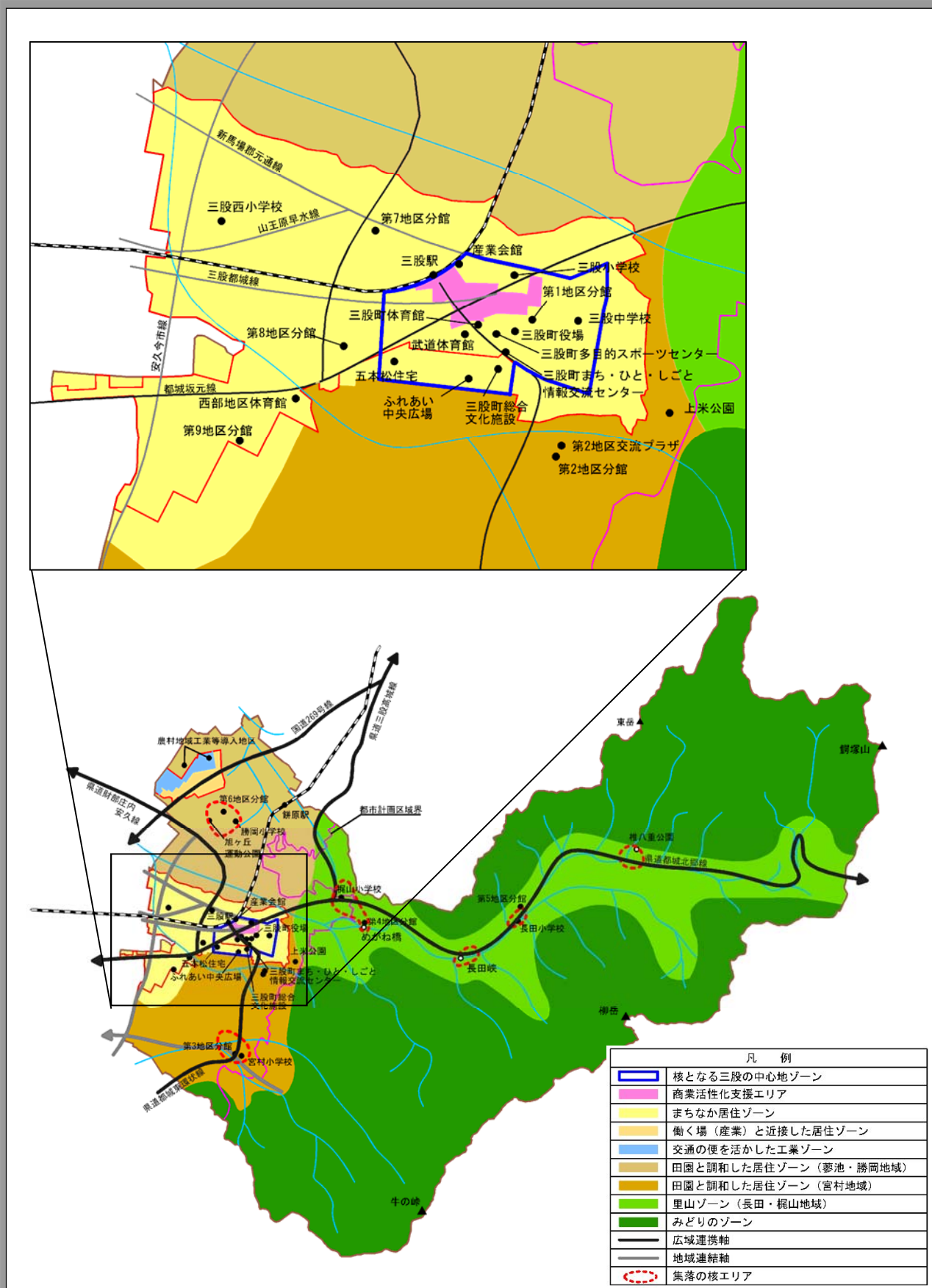


図-3-1 土地利用の方針図

2. 道路整備の方針

交通施設は、効率性、快適性、安全・安心のほかに、環境との調和を考慮し、道路・鉄道・バスが効率的・効果的に役割分担した交通体系が確立されるよう、総合的・計画的な整備を推進・促進します。

具体的には、町民の生活に不可欠な【つづく】「生活道路（町道）の整備・維持管理」の充実を図るとともに、【つながる】「道路ネットワークの形成・公共交通機関の利用促進」に努めます。また、本町においても少子高齢社会が到来してきていることを踏まえて、【つみあげる】「少子高齢社会に対応した交通環境の形成」を図ります。

これらに加えて、将来を見据えた都市経営の観点から、機能・整備の必要性が低下している都市計画道路の計画の廃止を進めます。

つづく 生活道路（町道）の整備・維持管理

町民の生活に密着した道路の利便性、安全性の向上を図るため、財政の健全性に留意しつつ、道路空間のバリアフリー化や橋梁・舗装路面等の計画的な修繕（ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行う）等、効率的で効果的な町道の整備及び維持管理の充実を推進します。

つながる 道路ネットワークの形成・公共交通機関の利用促進

(a) 広域道路網・幹線道路網の整備促進

物流交通の効率化と企業立地及び定住の促進、災害時の避難路・輸送路の確保、地域間交流の活性化等を目的に、高速道路等へのアクセス性を高めるため、島津紅茶園・切寄線等の町道整備を図るなど、効率的な広域道路網の形成に取り組みます。

また都市計画決定後、長期未着手となっている都市計画道路は機能・整備の必要性や実現性等が低下している（下表-3-1 参照）ため、計画の廃止に向けた手続きを進めます。

表-3-1 長期未着手都市計画道路の計画決定時の位置づけと現状

長期未着手都市計画道路	計画決定時の位置づけ	都市計画道路を取り巻く状況
新馬場植木線の一部区間	本町の市街地北部（新馬場用途地域界）から市街地南部（宮村）までを結ぶ市街地の環状道路	未整備区間（南部）は第1種農地を通る路線であり、都市計画道路としての実現性が低い。
病院通線の一部区間	市街地東部の地域内交通処理を担う道路	未整備区間（北部）は既に住宅地が形成されており、広幅員道路の整備により早馬神社を中心とした地域の景観を壊す恐れがある。また代替機能を果たす町道が整備済み。
新馬場榎堀線の一部区間 新馬場五本松線	土地区画整理事業とあわせて計画された地域内の交通処理を担う道路	土地区画整理事業区域の変更により区域外となった。また、代替機能を果たす町道が整備済み。
東原通線	市街地の地域内交通処理を担う道路	鉄道立体交差により、平面交差ができなくなったことで本路線のアクセス性や道路ネットワーク機能が低下したため、必要性も低下した。また代替機能を果たす町道が整備済み。



(b) 県道の整備促進

必要路線における整備・改修を県に要請し、安全で快適な道路空間の形成を図ります。

(c) 公共交通機関の利用促進

町民が公共交通機関を身近な存在に感じて利用しやすいように関係機関と連携を図り、定期的な意見交換の機会を増やしていくように努めます。また、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにし、まちづくりと連携した持続可能な公共交通網を形成するため、交通事業者や地域住民、国、県、市町村が一体となって取り組む「地域公共交通網形成計画」の策定等を検討します。

つ み あ げ る 少子高齢社会に対応した交通環境の形成

本町では、誰もが利用しやすい公共交通の環境づくりを進めるためにコミュニティバスの運行を開始しましたが、生活支援の利用者は増加傾向にあるなど一定の成果をおさめています。

また、高齢者や通勤者、学生等にとって大切な公共交通機関となっていることから、今後も町民の意見を取り入れながら定期的に路線の見直しや時刻表の改訂を行うなど、利用しやすい環境づくりとサービスの向上に努めます。

これらに加えて、少子高齢社会、まちなか居住などに対応して、すべての人が安全・安心・快適に移動できるよう、バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した交通環境の整備に努めます。

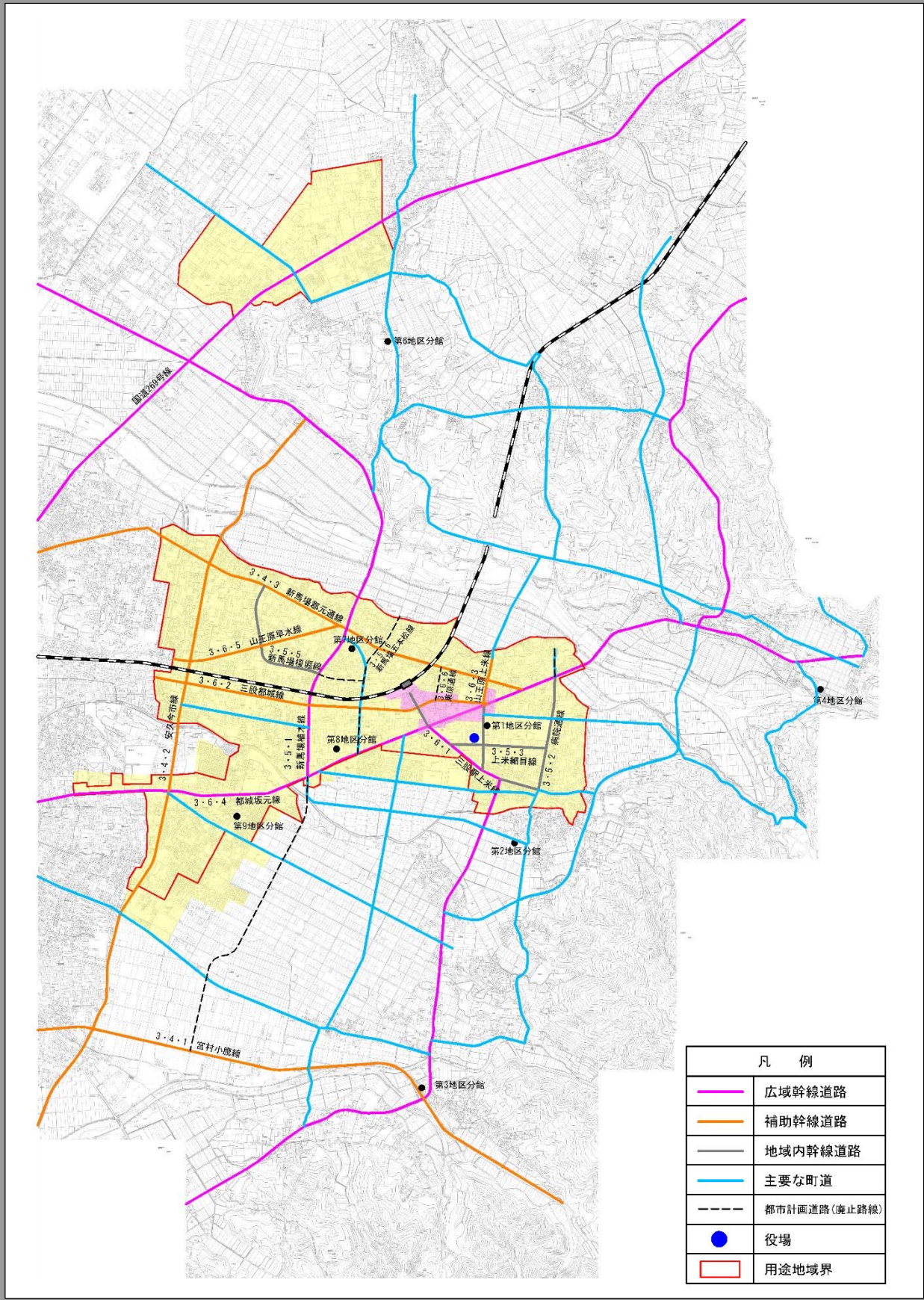


図-3-2 交通体系のネットワーク方針図



3. 公園緑地整備の方針

日常生活において、緑豊かな公園、緑地等は、人々にやすらぎとゆとりを与えるばかりではなく、大気浄化、災害の防止などのさまざまな機能を持ち、自然とのふれあいを通じたレクリエーションの場となるなど重要な役割を果たしています。

本町の公園面積等は、非常に高い水準にあるものの、人々の多様なニーズに応える場として、今後は地域の実情に応じて、既存の都市公園を含め、効率的・効果的な配置と適正な規模を検討した上で、計画的に整備・保全することが必要です。

そこで公園緑地整備の方針として、【つづく】「地域の実情に応じた公園の整備・維持管理」を定めるとともに、公園機能を維持していくことにもつながる【つながる】「町民参加型の公園づくり」についての方針を定めます。また、より発展的な取り組みとして、【つみあげる】「観光地としての魅力向上」についての取り組みを継続・強化します。

つづく

地域の実情に応じた公園の整備・維持管理

公園の魅力と快適性を高めるため、四季折々の季節感が感じられる樹木の植栽による木陰づくりや休憩施設の整備に努める等、人々の多様なニーズに応える場として、地域の実情に応じた公園の計画的な配置と整備に努めるとともに、時代とともに著しく必要性が低下している既存公園に対して見直しを検討します。

また、利用者の安心・安全を確保するため、今後も遊具点検を定期的の実施し、長寿命化を図るとともに、防犯に配慮した施設整備やバリアフリー化およびユニバーサルデザイン化を進めます。

災害時の活動拠点としても有効に活用できるよう、応急給水施設や備蓄倉庫等の整備も検討し、公園の防災機能の向上に努めます。公園の整備に際しては、太陽光発電やLED照明の導入等、環境配慮型の施設整備に努めます。

つながる

町民参加型の公園づくり

公園整備や維持管理においては、町民参加型の維持管理の推進を図り、公園愛護活動の普及に努めます。一方、厳しい財政状況の下、施設毎に必要な機能を保全しつつ、ライフサイクルコストが最小限となるよう的確なストックマネジメントを行い、長寿命化計画に基づき、既存ストックの適切な維持・管理と施設更新に努めます。

つみあげる 観光地としての魅力向上

本町には、交流拠点に位置づけた「上米公園」「旭ヶ丘運動公園」「ふれあい中央広場」の他にも、伝統的な地域の祭りの会場にもなっている「早馬公園」や自然公園に位置付けられた「長田峡公園」「椎八重公園」「矢ヶ淵公園」など、拠点となり得る特性を持った公園が複数あります。豊かな自然環境や歴史・文化・景観などの資源を有するこれらの公園が拠点としての機能を発揮できるよう整備を進めます。

その他、観光協会と連携したソフト事業やインバウンド事業に取り組み、観光地としての魅力向上に努めます。



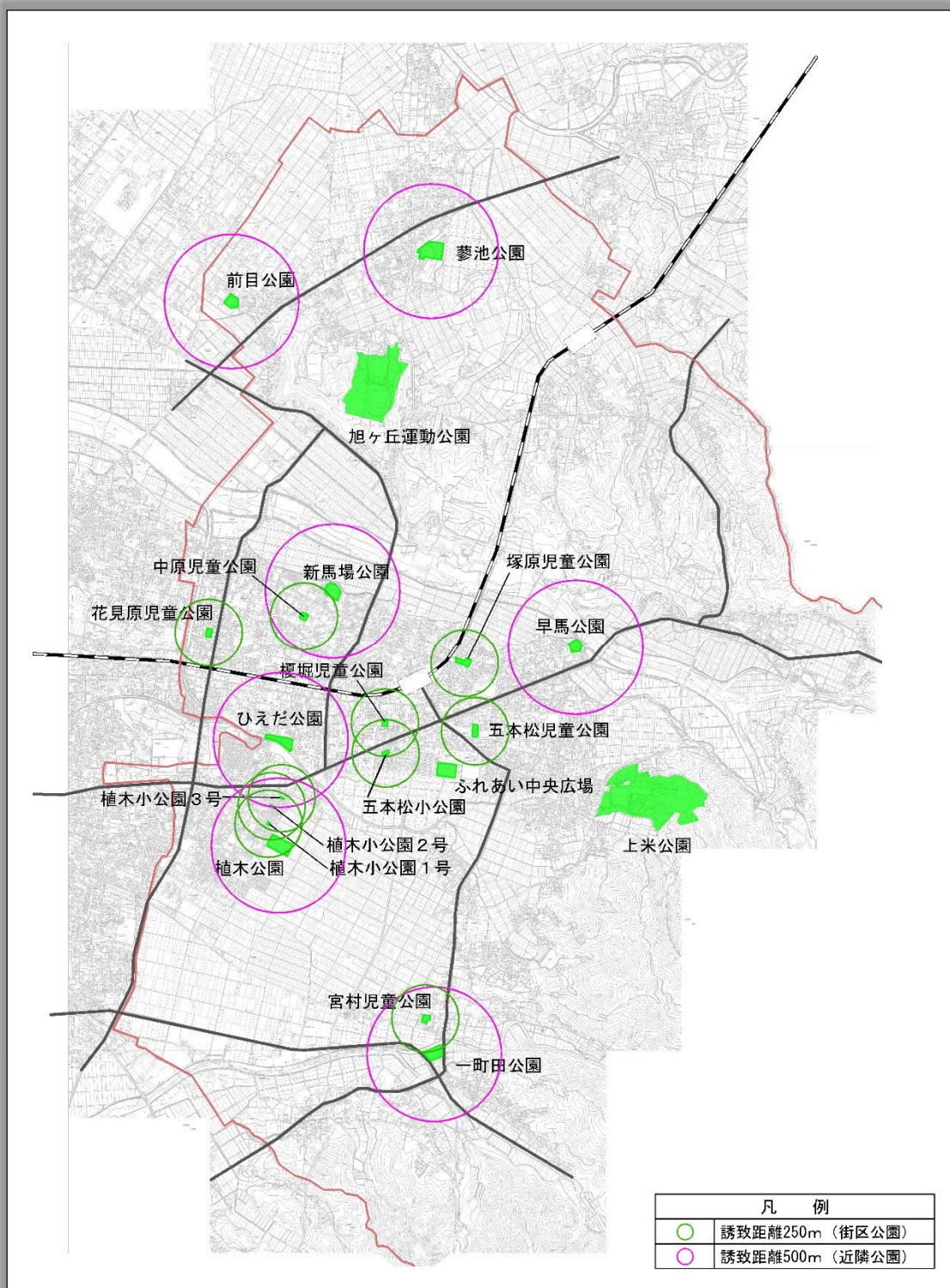


図-3-3 公園緑地の配置方針図

4. 河川・下水道整備の方針

河川については、一層の治水・利水の機能に加え、環境や景観などの生活に潤いを与える空間の確保に努めます。そのために、【つづく】「継続的な水源の森づくりの推進」に努めるとともに、【つながる】「関係機関との連携」を図って河川情報の伝達・周知体制の充実を図っていきます。また一方で、【つみあげる】「町民一人ひとりの認識の向上」を図り、河川環境の保全に努めます。

下水道については、健康で快適な生活環境の確保や本県の豊かな水環境の保全、水質浄化に向けて、地域特性などに配慮した総合的な視点に立ち、効率的・効果的な下水道事業を進める必要があります。そこで、【つづく】「地下水の保全」に取り組むとともに、【つながる】「町民との連携による取り組み」による下水道関連の事業を進めていきます。また、都市経営の観点から【つみあげる】「汚水処理全体を捉えた機能強化と効率化」を図ります。

(1) 河川関連

つづく

継続的な水源の森づくりの推進

河川環境の改善や地下水源のかん養力を高めるため、「大淀川水源の森」をはじめとする森林保全活動や広葉樹の植林活動を町民・事業者・行政が一体となって推進します。

つながる

関係機関との連携

河川の整備については、自然環境との調和・生き物の生息・生育・繁殖環境へ配慮しながら、河川機能の保全に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努めます。

つみあげる

町民一人ひとりの認識の向上

河川環境を保全するため、河川浄化等推進員と協力して定期的に河川パトロールを行い、水質汚濁原因の早期発見と排水水質の改善、指導に努めます。

町民一人ひとりに「水資源は有限である」という認識を広め、河川浄化意識の啓発を図るほか、クリーンアップみまた等、地域が一体となった河川浄化活動を推進します。



(2) 下水道関連

つづく

地下水の保全

良好な地下水を次の世代に引き継ぐため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換補助など生活排水対策に取り組めます。

つながる

町民との連携による取り組み

(a) 公共下水道の整備推進

下水道整備推進のため、今後も広報及び個別相談会を開催し、住民の下水道事業へ理解を図ります。また管渠の整備は、下水道の普及により接続が見込める地域を優先して行い、接続率の向上に努めます。さらに、全体整備区域の見直し、施設の長寿命化等を検討し、経費の削減に努めていきます。

(b) 農業集落排水の機能維持

梶山地区及び宮村南部地区の農業集落排水施設の点検整備を強化し、施設の長寿命化を図ります。

(c) 山間地域等における合併浄化槽の維持管理

公共下水道や農業集落排水の区域外においては、今後も合併処理浄化槽への転換により、生活排水の改善に努めます。

つみあげる

汚水処理全体を捉えた機能強化と効率化

公共下水道については、供用区域拡大と接続率の向上に比例し、汚水量が増加しています。また、すでに供用を開始した区域においても住宅建築が進んでおり、汚水量はますます増加すると見込まれることから、中央浄化センターの施設拡充を図ります。

三股町衛生センターについては耐用年数を経過し老朽化が著しいことから、公共下水道との汚水処理連携なども視野に入れた計画の見直しを進めます。

また、梶山地区農業集落排水施設については、下水道全体計画に基づき公共下水道への接続を行い、汚水処理施設全体の集約化、効率化を進めます。

5. 上水道整備の方針

水は私たちの生活に欠かせないことを踏まえて、【つづく】「安定した原水の確保・水道水の供給」に努めるとともに、地震等の災害発生時に備えて【つながる】「危機管理の強化」を図っていきます。また、持続的に発展する町のために将来を見据え、【つみあげる】「経営基盤の強化」を進めていきます。

つづく

安定した原水の確保・水道水の供給

(a) 安定した原水の確保

これまでの継続的な整備によって、上水道はほぼ町内全域で普及しています。今後は、水源施設の更新を計画的に行うとともに、水量、水質の監視を継続的に行い安全な水道水の供給に努めます。

(b) 水道水の安定供給

安全な水道水を安定的に供給するため、計画的な施設整備と監視システムの強化に努めます。また、今後も水質検査計画に基づいた検査の実施や貯水槽水道管理に関する指導助言を行い、水質監視体制を強化するとともに、住民への情報発信に努め、安心できる水道水の供給に取り組みます。

つながる

危機管理の強化

地震等の災害発生時に水道施設の被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するために施設の耐震化を図ります。

つみあげる

経営基盤の強化

(a) 経営基盤の強化

水道事業の経営状況は節水に対する意識の高まり等により、水需要が減少しており、今後伸びが見込まれない状況であるため、広域化の検討も含め効率的・計画的な事業運営を推進し、将来にわたり安定した経営基盤の強化に取り組みます。

また、水道事業は料金収入によって運営される公営企業であるため、今後も水道料金の収納対策に努めます。

(b) 環境対策の推進

水源施設においては、省エネ機器が導入されていない施設があるため、継続的に省エネ機器の導入を進めるとともに、環境に負荷の少ない機器への更新を行い積極的な環境対策に取り組めます。



6. 住宅供給の方針

住む町として、これまで幅広い世代に支持されてきた本町の住み良い住環境を確保していく一方で、さまざまなニーズに沿った住宅供給を進めます。

具体的には、今後も【つづく】「公営住宅の確保」を図るとともに、移住・定住に向けて【つながる】「町民・町外への情報発信等」を進めていきます。また、【つみあげる】「既存ストックの活用」を推進していき、持続的に発展する町を目指します。

つづく 計画的な公営住宅の確保

三股町住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画、三股町公営住宅等長寿命化計画の各種計画に基づき、老朽化した町営住宅の集約・建替えや、若者・高齢者のニーズを踏まえた住戸改善（台所・風呂・洗面の3点給湯への改善、バリアフリーなど）を計画的に進めていきます。

つながる 町民・町外への情報発信等

(a) 良好な住宅・宅地の供給誘導

木造住宅耐震化の重要性を認識してもらうよう広報活動に努め、補助制度を充実させ、耐震改修等の事業を継続していきます。

(b) 移住・定住のまちづくりの推進

本町の魅力、生活や住宅等に関する情報を発信する特設サイトの構築や移住・定住に係る不安の軽減につながる相談窓口を設置する等、移住や定住を促進するための取り組みを強化し、受け入れ体制の整備を進めます。

つみあげる 既存ストックの活用

人口の増加傾向が続く本町においても、近年、空き地や空き家等は少なくありません。そこで、町営住宅の入居者募集情報に加えて、空き地・空き家情報等を含む総合的な住宅情報の発信の検討、空き家のリフォーム支援・空き家の情報を収集・発信する空き家バンク、移住者向け情報サイトの開設等の取り組みを推進します。

また、高度成長期以降に開発された住宅や土地区画整理事業地区においても、建物の老朽化や空き家及び住民の高齢化といった問題を抱えています。このような地区に対しては、居住環境のリノベーションやコミュニティの維持など、既存ストックの活用・住宅団地の再生に向けた方策を検討します。

7. 公共施設の活用の方針

持続的に元気な本町のまちづくりを進めていくために、【つづく】これまで町民の暮らしや交流を支えてきた公共施設の適切な維持管理を図るとともに、【つながる】公共施設マネジメントを確実に実行します。また、本町の公共施設（運動施設や道路、児童館等）を活用して、【つみあげる】定住促進や人口維持に向けた取り組みを進め、本町のまちづくりに持続性をもたせることに努めます。

つづく 公共施設の総合的かつ計画的な維持管理

今後、将来人口の減少による税収減や高齢化による社会保障費の増大が見込まれる中、町内の公共建築物（学校教育系施設、子育て支援施設、行政系施設、保健・福祉施設等）およびインフラ資産（道路・橋梁・下水道等）を将来にわたり総合的かつ計画的に維持管理していくことは非常に重要です。

そこで、「保有量の最適化」、「長寿命化の推進」、「効率的な管理・有効活用」を3つの取り組み方針として掲げ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現・行政負担の軽減と平準化を目指します。具体的に、公共建築物については、施設の統廃合や複合化の推進、長寿命化による更新費の削減、大規模改修の実施時期の適正化、点検・補修のしやすさを重視した施策を進めていきます。また、インフラ資産については、各施設にかかる支出の削減、橋梁長寿命化修繕計画に沿った予防保全、計画的に維持・更新を進めていきます。

つながる 公共施設マネジメントの確実な実行

(a) 個別施設計画の策定

公共施設の総合的かつ計画的な管理をより具体的に展開していくために、今後それぞれの公共施設ごとに三股町公共施設等総合管理計画の「公共施設等のマネジメントに関する基本的な考え方」を考慮した個別施設計画（長寿命化計画等）を策定します。

具体的にこの個別施設計画では、長寿命化を図るべき公共施設等を設定し、行政サービスや施設機能を踏まえて、維持管理・建替え・用途廃止に分類し、維持管理については修繕と改善に分類します。

さらに長寿命化のための具体的な取組時期を記載した維持管理計画を作成し、予算の平準化や確保を図るとともに、予防保全的な施設マネジメントに努めます。



(b) 全庁的な体制の構築

公共施設マネジメントの確実な実行に向けて、行財政改革・政策立案・財産管理の各所管課と公共施設等の各所管課が連携するとともに、全庁的な推進体制を構築します。

公共施設等の更新や統廃合の事業化にあたっては、その利活用方針や優先順位の決定について、部門横断的な組織体において協議、決定する仕組みを構築します。そのため、公共施設等のマネジメントを推進する部署の組織強化を図ります。

また、公共施設等の維持管理費用や利用状況などの定期的な情報の更新に努めることにより、庁内での情報共有を図ります。

職員ひとりひとりが公共施設等の現状や経営的視点に立った総量適正化、維持管理への理解を深めるため、研修会の開催などにより庁内の公共施設マネジメント意識の共有を推進します。

つ み あ げ る 公共施設を活用した定住促進・人口維持

(a) 継続的な“アスリートタウンみまた”の推進（運動施設等の整備）

これまで本町は「“アスリートタウンみまた”の創造」をスローガンに掲げ、競技力の向上、スポーツ・レクリエーションの普及、体育協会組織の強化に取り組んでいます。今後もこれらの活動を強化していくために、より多くの町民・競技者ニーズに応えるための勤労者体育センターの施設改修をすすめるとともに、町民の競技人口が多くニーズが高いテニスコートの増設を行います。また、総合運動公園である旭ヶ丘運動公園（野球場、陸上競技場、自由広場、ゲートボール場）について、更なる競技環境の向上を図るために、陸上競技場での改修整備などを進めます。

これらに加えて、利用者の安全性や避難所としての機能を確保するために、継続的な施設の耐震化や災害発生時には備蓄倉庫として活用できるなど、防災機能を合わせ持った整備などを進めます。

(b) 道路等の公共施設を活用した町民の日常的な運動・スポーツの振興

今後高齢社会の進展が予想されている中、町民が健康で元気に暮らせるまちづくり・生涯現役で暮らせるまちづくりを推進していくため、町民の日常的な運動・スポーツの振興を図ります。具体的には、総合型地域スポーツクラブ等との連携により、さまざまな町民が気軽に運動・スポーツをする機会を増やすとともに、近年競技人口が増えているマラソンやジョギング、ウォーキングをはじめ、日常的な散歩も含めて、より取り組みやすい環境を整えるため、歩道空間の改善・整備を進めていきます。

(c) 児童館等を活用した定住促進・人口維持の推進

「子育て世代をはじめとした定住促進・人口維持」を目指す本町において、児童館等で放課後児童クラブ事業を行っていますが、放課後児童クラブの待機児童は、非常に重要な課題と言えます。また、施設の老朽化も進み町民ニーズも多様な状況にあります。

そのような中、一部の地域では、小学校内での放課後児童クラブの実施等も進められてきています。今後とも子育て世代のニーズに寄り添っていくために、施設利用者や事業者へのアンケート等の実態調査による課題・ニーズの把握に努め、教育課との連携拡大、子ども子育てに関するネットワークの構築等を推進します。また、支援員が不足している等の実態を踏まえ、有料化や民間委託も含めた放課後児童クラブの今後のあり方について検討し、より良い子育て支援構築を目指します。

(d) 高齢者や障がい者の視点を踏まえた公共・公益施設の整備・活用

高齢者や障がい者等に配慮したまちづくりの取り組みを継続して進めます。具体的には、公共・公益施設でのユニバーサルデザイン化や障がい者に配慮した住宅の整備、文化会館等での催し時の手話導入などを進めていきます。

8. 景観形成・自然環境保全の方針

本町は、山や川などの美しい自然に包まれた田園風景や、低層でゆとりのある住宅地など、豊かで魅力のある地域・箇所が多くあります。また、本町の市街地を取り囲む豊かな自然環境の保全の重要性が高まるなか、市街地内では良好な緑地の減少が進んでおり、市街地内における自然的環境の保全も、その重要性が高まっています。

町民に愛される「わがまちみまた」のまちづくりの実現にあたっては、このような景観や自然環境の保全が重要であることと、その一方でこのような豊かな景観・自然環境は壊れやすいことを認識した上で、町民・事業者・行政が一体となって豊かな景観と自然環境の保全・形成に努めます。

具体的には【つづく】「三股町の豊かな景観と自然環境の保全」を図っていくとともに、【つながる】「町民等と連携した環境保全と景観軸の活用」を図っていきます。また、【つみあげる】「環境行政の推進と景観に対する意識の醸成」を図っていきます。

つづく

三股町の豊かな景観と自然環境の保全

本町の豊かな景観の保全として、住宅地が広がるエリアでは、ゆとりのある住宅地を阻害するような建築物の規制や、より豊かなまちなみ形成につながる緑化の推進などを行います。また、工場等の業務施設が立ち並ぶエリアにおいては、緑の創出や色彩への配慮などにより、周辺地域と調和のとれた景観形成に努めます。

一方、田園・里山景観が広がるエリアでは、地域のなりわいや暮らしを維持・活性化していくことで、生活に溶け込んだやすらぎある景観の保全に努めます。



つながる

町民等と連携した環境保全と景観軸の活用

(a) 環境保全活動の充実

児童生徒を対象とした環境教育活動の推進や環境ボランティアの育成・支援を図るとともに、地域での環境保全活動に取り組む町民・事業者・民主団体など様々な活動主体とネットワークを構築し、協働・連携しながら環境保全活動の推進を図ります。

(b) 町民と連携した環境美化の推進

個人、福祉団体、スポーツ少年団、企業などが一緒になって実施している「クリーンアップみまた」「エコロジーボランティア in みまた」のような環境美化の取り組みを推進し、町民と連携した美しいまちづくりの形成に努めていきます。

(c) 森林の適切な保護管理と活用

国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止等の森林の多面的機能を維持するため、町、町民、事業者が一体となって、豊かな森づくりに取り組みます。

また、平成28年10月に民間事業者と本町が締結した環境保全協定（森林調査、路網整備、未利用資源の有効活用、巡回歩道の整備、人材育成等の項目）を活かし、計画的な森林環境保全の展開に努めます。

(d) 三股町の豊かな景観軸の活用

県道都城北郷線は、本町の市街地から豊かな自然・田園風景までの多彩な景観をつなぎ、本町のランドマーク・交流機能を有する施設を有機的に結ぶ景観軸といえます。今後は、シーニックバイウェイの考えをもちながら、町民や事業者と協働して親しみとうるおいのある良好な沿道景観の形成（美化清掃や道路植栽の維持管理の充実）と、観光・交流振興のより一層の充実を目指します。



つみあげる 環境行政の推進と景観に対する意識・郷土愛の醸成

(a) 環境行政の総合的・計画的な推進

環境基本計画に掲げられた環境施策の推進と町・町民・事業者の役割の実施について、その実行性を確保するために進捗状況の点検・評価・見直しを行っていきます。

(b) 持続可能な循環型社会の形成

これまで本町では、循環型社会の形成に向けて、各地区にリサイクルごみ回収指導推進員を配置し、資源回収に取り組むとともに生ごみ利用の堆肥化づくりや剪定枝のリサイクル事業・4Rの推進など、身近な取り組みを展開してきました。今後も、持続可能な循環型社会を形成していくために、町民・事業者・行政が協働して取り組みを展開します。

一方で、残余容量が小さくなってきている三股町一般廃棄物最終処分場については、住民生活を支える重要な公共施設なので、必要に応じ適正に施設拡充を進めます。

(c) 町民・事業者・行政の景観に対する意識の醸成

「わがまちみまた」には、まちの歴史や風格が感じられる集落景観や、豊かな田園と美しい川、雄大な霧島が織り成す自然景観、めがね橋や長田峡など三股ならではの景観など、町民に愛される景観がたくさんあります。

これらの地域・町民に愛される「みまたの景観」を守り・創り・育てていくためには、町民・事業者・行政の景観に対する意識を高め、地域に根ざしたルールづくりや取り組みを協働で進めていくことが重要です。今後、三股町景観計画の策定やその運用を通じて、町民・事業者・行政の景観に対する意識を醸成していき、「わがまちみまたの景観づくり」を進めていきます。

また、各地区ごとにその地区ならではの景観を特徴づけるものを住民と見出し、景観保全の意識を定着させながら、郷土愛を育む取り組みを進めます。



まちにあふれるすてきな景観
～三股町はこれから景観をテーマにした地域づくりに取り組んでいます～



三股町では、県の取り組みに合わせて、平成30年度から景観計画の策定に着手します。
地域を象徴する景色、地域の歴史を知る巨木、地域に根ざした伝統文化、さまざまな地域の
たからを再発見し、地域の人たちの手でまもり育てていく取り組みを支援していきます。
景観計画の策定にあたっては、町民のみなさんのご意見を幅広くいただきながら作る予定です。
景観をテーマにした地域づくりに関心のある方は、お気軽にお問合せください。

お問合せ：三股町 都市整備課 都市計画係 景観担当（0986-52-9067）

9. 都市防災の方針

本町は地震や大型台風、局地的な豪雨等に伴う浸水被害、土砂災害、火山災害など、さまざまな災害リスクが想定される中、町民の生命や財産を守るため、危機事象からの復興も見据え、自助・共助・公助が連携した危機事象に強いまちづくりを目指します。

具体的には、災害発生時においても【つづく】「安定したライフライン機能の確保と雨水対策の検討」を進めるとともに、【つながる】「関係機関との連携」により、さまざまな防災・減災の取り組みを進めていきます。

また、自助・共助・公助をはじめとした【つみあげる】「災害に強い体制づくり・まちづくりの強化」を図ります。

つづく 安定したライフライン機能の確保と雨水対策の検討

(a) 安定したライフライン機能の確保

地震等の災害発生時に水道施設等の被害を最小限に抑え、生活基盤としてのライフライン機能を確保するために施設の耐震化を図ります。

(b) 集中豪雨に対応した雨水対策の検討・実施

近年多発する集中豪雨に対応した雨水対策について検討・実施します。大規模な宅地開発は、周辺の浸水対策に大きな影響を与えることから、雨水流出抑制機能が確実に発揮されるよう措置します。

つながる 関係機関との連携

(a) 河川機能の保全と浸水被害の軽減

河川の整備については、自然環境との調和を図りながら河川機能の保全に努めるとともに関係機関と連携を図りながら町民に対する河川情報の伝達・周知体制の充実に努めます。

(b) 土砂災害に対するハード・ソフト対策の推進

本町の南部および東部の山間部において、土砂災害の危険箇所があります。これらの地域の防災性を高めるために、土砂災害危険箇所に対する対策工事（ハード対策）として、災害防止施設の整備や既設砂防施設の機能確保を図るための堆積物の除去事業等について、関係機関に要請します。

一方、これらの対策工事には多額の費用と時間がかかることから、対策工事とあわせて危険な箇所での建築物の立地抑制や避難体制づくりを行うなどの対策（ソフト対策）を推進します。具体的には、災害危険個所の防災点検を行い、土砂災害警戒区域における警戒避難体制整備の検討およびハザードマップ作成等による意識の啓発を図り、地域に適した予防的施策を実施します。



つ み あ げ る

災害に強い体制づくり・まちづくりの強化

(a) 危機管理の強化

あらゆる災害・危機・有事等の際に町民の生命、財産を守るため、職員の危機管理能力の向上に努め、予期せぬ危機に直面した際に迅速かつ的確に対応できる体制や施設づくり・情報システムの形成、広域的視点をもった体制づくり・宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会等に基づく広域連携の継続を推進します。

また、近年の大規模災害において、自助（自分で自分の身を助けること）や共助（家族や地域で共に助け合うこと）の重要性が再認識されています。このような取り組みの強化・支援として、防災教育・訓練、自主防災組織や防災士の育成支援、町民の防災意識の高揚に努めるとともに、安全・迅速に避難できるよう避難路等の整備やハザードマップの改訂に取り組みます。

(b) 消防・防災・救急体制の充実

消防団（水防団）と自主防災組織の合同避難訓練や救急法（応急手当）等の講習会などを実施し、消防・水防及び救急体制の充実を図り、消防施設や水防機材の計画的な整備に努めます。また、災害発生直後に必要となる食料、物資等の計画的な備蓄を検討・実施します。

(c) 地震・火災に強いまちづくり

地震時における建築物の倒壊による道路封鎖や、火災延焼により被害が拡大するおそれの大きな密集状態にある市街地において、その改善に向けて、計画的な土地利用と道路などの都市施設整備を一体的に検討するとともに、沿道建築物の耐震化、不燃化等や老朽木造建築物や空き家等の更新、除却等の推進、防災通路・避難経路の整備等を行います。

(d) 火山災害に対応したまちづくり

本町の中心部は霧島山系から概ね30kmの位置にあり、噴火による溶岩や火砕流などといった被害の可能性は小さいとされていますが、噴火による降灰の被害は予測されています。そのため、園芸野菜やハウス等の農業用施設等に関する降灰対策や処理法等については、適切な処理や処分についての情報発信を行い、農産物等の被害の軽減に努めます。また、道路の降灰については、登下校時の児童生徒をはじめとした歩行者や車両の安全確保を最優先に散水作業及び降灰除去作業を行います。

(e) 家畜伝染病に対する防疫体制の強化

口蹄疫等の家畜伝染病の発生・拡散を防止するために、地域と一体となった防疫体制の強化を推進します。また、伝染病が発生した際に拡散防止のための対応（道路の封鎖・消毒ポイント等の設置）を迅速に進めるための体制づくりに努めます。

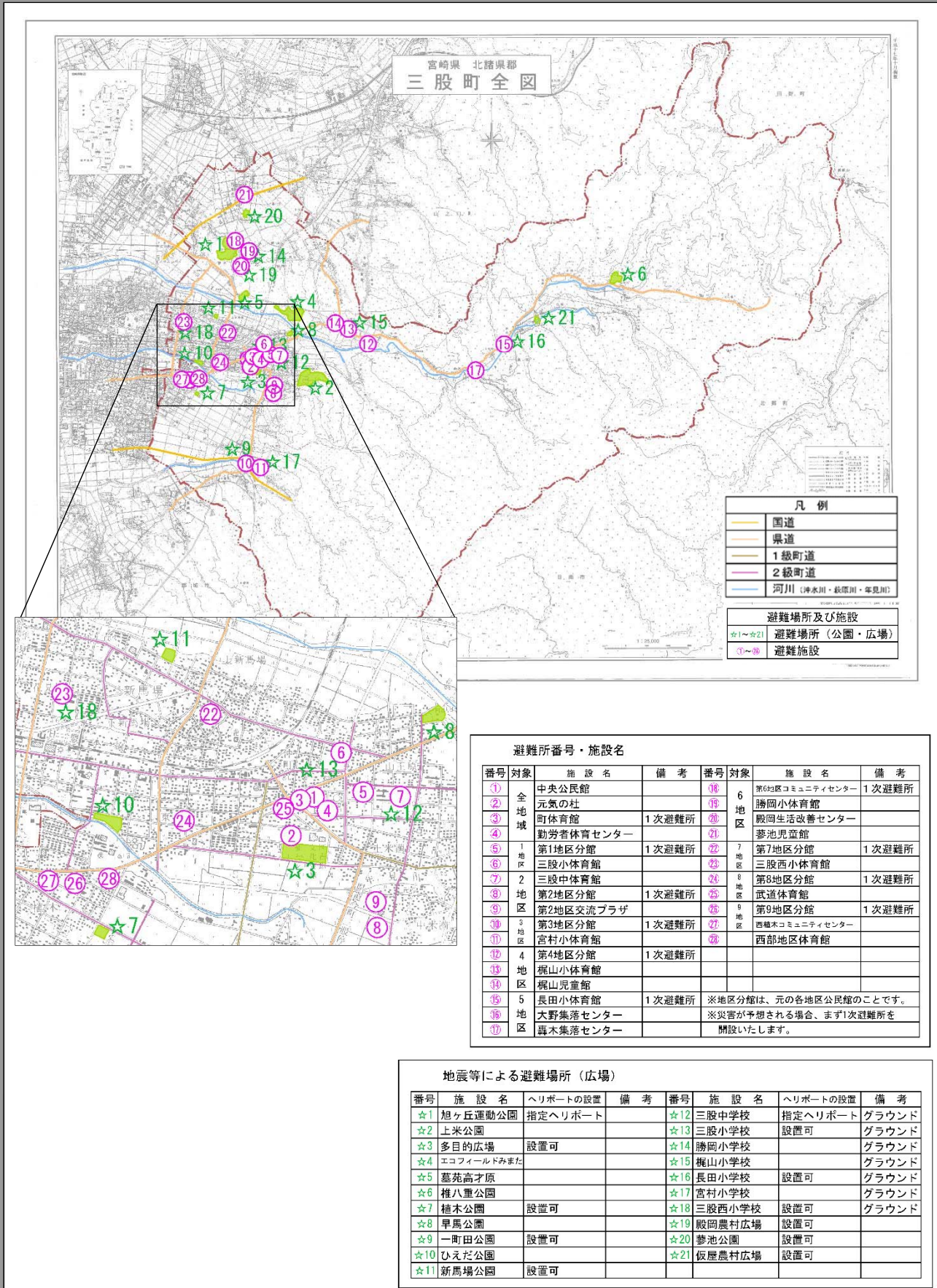


図-3-4 防災関連施設の配置図(1/2)



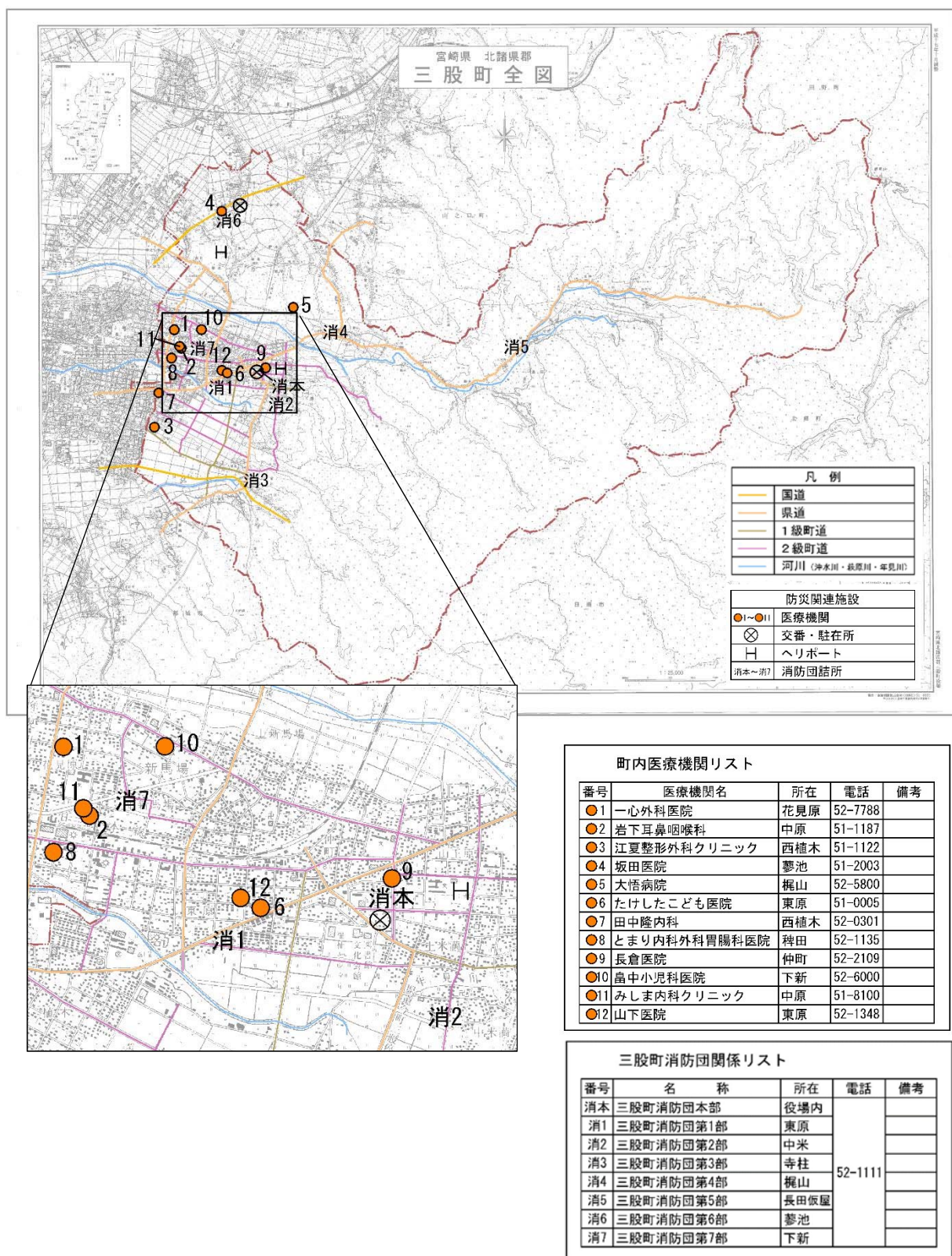


図-3-5 防災関連施設の配置図(2/2)